

# 防府市体育施設整備計画等検討委員会設置要綱

平成5年6月10日制定

(設置)

第1条 防府市の体育施設の整備計画等を検討するため、防府市体育施設整備計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の号に掲げる事務を処理する。

- (1) 体育施設の整備計画の作成に関すること。
- (2) 体育施設の管理運営に関すること。
- (3) その他体育行政に係わる必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員でない者を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 委員会における検討事項について、事前調査、検討及び調整を行うため、委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合政策部文化・スポーツ課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1

## 防府市体育施設整備計画等検討委員会名簿

区 分	職 名
委 員 長	副 市 長
副 委 員 長	総 合 政 策 部 長
委 員	総 務 部 長
委 員	生 活 環 境 部 長
委 員	健 康 福 祉 部 長
委 員	産 業 振 興 部 長
委 員	土 木 都 市 建 設 部 長
委 員	教 育 部 長

別表 2

## 防府市体育施設整備計画等検討委員会幹事会名簿

区 分	職 名
幹 事 長	総 合 政 策 部 次 長
副 幹 事 長	総 合 政 策 課 長
幹 事	財 政 課 長
幹 事	高 齢 福 祉 課 長
幹 事	障 害 福 祉 課 長
幹 事	健 康 増 進 課 長
幹 事	商 工 振 興 課 長
幹 事	都 市 計 画 課 長
幹 事	道 路 課 長
幹 事	建 築 課 長
幹 事	文 化 ・ ス ポ ー ツ 課 長